三 調 発第１１４号
令和４年１１月１日

会員各位

三重県土地家屋調査士会
会　長　　古 尾　圭 一

三重県土地家屋調査士会会則一部改正及び
三重県土地家屋調査士会綱紀委員会規則改正について
（お知らせ）

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の会則及び綱紀委員会規則の改正については令和４年５月２１日に開催の総会にてご承認をいただいたところですが、それぞれの施行期日については、会則については認可の日、綱紀委員会規則については改正会則の施行の日としておりました。

今般、当会の標記会則の一部変更が令和４年１０月６日付法務省民二第８３８号をもって認可され、それに伴い会則及び綱紀委員会規則の施行期日が「令和４年１０月６日」となりましたのでお知らせします。

法務省民二第８３８号

三重県土地家屋調査士会
会　長　　古　尾　圭　一　殿

令和4年６月７日付け三調発第４５号をもって申請のありました貴会の会則一部変更は、これを認可します。

令和４年１０月６日

法務大臣　葉　梨　康　弘